

歷史散步

Vol.4

重要文化財

『霧島神宮』

文化財＝文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種類があります。

所在地：霧島田口地区

石造物 猫足の手水鉢

「霧島神宮本殿
勅使殿
附境内社門守神社は、
拝殿
登廊

下か
霧島神宮本殿
勅使殿
附境内社門守神社は、
拝殿
登廊

平成元年5月19日、国的重要文化財
に指定されました。旧記によると、
約1460年前、僧慶胤が高千穂峰

「霧島神宮本殿 幣殿 拝殿 登廊下
勅使殿 附境内社門守神社は、
平成元年5月19日、国の重要文化財
に指定されました。旧記によると、
約1460年前、僧慶胤が高千穂峰
と火常峰(現御鉢)との中間、背門丘
に社殿を造つたのが初めといわれて
いますが火常峰の噴火で焼けてしま
いました。

その後も再興と焼失を繰り返し、現在の社殿は正徳5(1715)年、鹿児島藩藩主吉貴公によつて建てられたものです。

本殿は、正面5間、側面4間、入母屋造で、正面に1間の向拝を持つ大規模な造りで、幣殿、拝殿、登廊下、勅使殿と同時期の建築と考えられます。各建物は、漆塗・朱塗や彫刻・絵画などで装飾され、壮麗な美しさです。



正徳5年(1715)に鹿児島藩藩主吉貴公によって建てられた壮麗な霧島神宮



現鹿児島市の稻荷川の永案橋、
甲突川の五石橋を作った岩永
三五郎作の猫足の手水鉢

霧島神宮社務所の一角に、高さ56センチで三脚の猫足をかたどり白色の洗面器状の石器をのせた手水鉢があります。脚の一面前には奉納 岩永三五郎」と、一面には天保13年壬寅 九月吉日と彫つてあります。

岩永三五郎は、肥後種山村の天保11(1840)年、薩摩に招かれ、翌12年には稻荷川の永案橋架橋の功績によつて、藩主から岩永の姓を賜り名字帶刀を許されています。

その後、嘉永2(1849)年、帰国するまでに甲突川の五石橋を初め、多くの工事を手がけています。石橋が姿を消しつつある今、この石造は名工の遺物として大事に保管したいものです。

手水舎の龍の彫物も名工の作といわれています。

かれ、翌12年には稻荷川の永案橋架橋の功績によつて、藩主から岩永の姓を賜り名字帶刀を許されています。

その後、嘉永2(1849)年、帰国するまでに甲突川の五石橋を初め、多くの工事を手がけています。石橋が姿を消しつつある今、この石造は名工の遺物として大事に保管したいのです。手水舎の龍の彫物も名工の作といわれています。